

大阪柔整だより

平成 27 年度 第 2 回 保険専門講座

「意外と知らない保険取扱いの基礎」

— 保険取扱いのルールとなる「療養費の支給基準」を知っていますか？ —

平成 27 年 7 月 25 日（土）午後 4 時より、大阪柔整会館 5 階大ホールにおいて、第 2 回保険専門講座「意外と知らない保険取扱いの基礎」が開催された。

冒頭、徳山 健司 副会長より「この専門講座をしっかりと聞いていただいて、今後の業務に発展・反映させていただきたい。」と開会の挨拶が述べられた。

第 2 回の講座内容は、その他の施術料・部位の算定方法・一部負担金について、前回と同様に療養費の支給基準にそって療養費支給申請書の例を挙げながら詳しく説明が行われた。

支給申請書の算定において、間違えやすい骨折や脱臼、捻挫・打撲に関わる近接算定方法や、金属副子等を使用した場合の具体的な説明に加え、支給申請書の摘要欄の書き方、活かし方についても説明が行われた。

保険者は、柔道整復師が療養費の支給基準を理解した上で支給申請書を作成し、請求しているものと解している。例えば、電療料は「低周波、高周波、超音波又は赤外線療法を行った場合に算定できること。（療養費の支給基準より一部抜粋）」とある。

つまり、これらの施術を行った上で初めて電療料の算定が可能となる。ところが、最近この電気光線療法を全く行わない、また、電気光線器具を設置してない施術所も時折見受けられる。慰安的なマッサージのみの施術所では、健康保険は使えない。

昨年の財務省の予算案の中に、厚生労働省に対し、柔道整復師における療養費については「保険の使える施術所と使えない施術所を検討していかなければならない」ともある。

少子高齢化により、国家の、保険者の保険財源が減少する中で生き残っていくのは、支給基準をしっかりと理解した柔道整復師だけである。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部 理事

介護保険のコラム Vol.5

地域包括ケアシステムの一環として、各支部で徘徊高齢者検索ネットワーク参加が開始されました。今回は、実際にどの程度の高齢者が行方不明となっているか統計データを基にご紹介したいと思います。

下記の数値は、平成 26 年度に警察庁より発表された統計です。

○**行方不明者数**（認知症やその疑いのある行方不明者として届けられた人数）

- ・平成 24 年中： **9,607 人**
- ・平成 25 年中： **10,322 人**（対前年 7.4%増）

※なお、行方不明者の約 98%については、1 週間以内に所在が確認されており、自宅等に戻っています。

○**所在確認状況**

- ・平成 24 年中： 9,376 人（うち、**死亡確認 359 人**）
- ・平成 25 年中： 10,088 人（うち、**死亡確認 388 人**）

○**所在不明者数**（平成 26 年 4 月 30 日時点）

- ・平成 24 年中に受理：107 人 平成 25 年中に受理：151 人 計 258 人

※所在確認や身柄保護の取り組みとして、徘徊・見守り SOS ネットワークに参加されている方々や行政・警察との情報共有が行われています。

以上の様に、年々認知症が原因と思われる徘徊で行方不明となる高齢者が増加傾向にあり、全国で重要な課題となっております。

2025 年には認知症高齢者が全国で約 60 万人に達するとの予測も出ており、地域の住民全てが協力する必要があります。そのセーフティネットとして、各地で徘徊高齢者検索ネットワークの重要性が訴えられております。是非とも、地域で高齢者の安全を守る拠点として先生方のご参加をお願い致します。

なお、徘徊高齢者検索ネットワークの参加方法につきましては、柔整介護ステーションまでお問い合わせください。よろしくお願い致します。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

ーレセプト提出時のお願いー

- ・健康保険のレセプト作成時に、患者さんの負担割合を再度ご確認ください。
 - ※6 歳就学前までは 2 割負担です。
 - ※前期高齢者は生年月日が、昭和 19 年 4 月 1 日までは 1 割又は 3 割負担、昭和 19 年 4 月 2 日以降は 2 割又は 3 割負担です。
- ・保険者より返戻されたレセプトは、新たにレセプトを再作成せず、訂正箇所を＝線で訂正し、返戻付箋を添付したまま再提出してください。
- ・レセコンをご使用の場合は、印刷のズレ、カスレにより返戻となる場合があります。印刷後に必ずレセプトを確認してください。
- ・レセプトの印漏れにご注意ください。
- ・生活保護、労災、地公災の請求は、新規・再提出ともに請求台帳が必要です。

平成27年7月より変更の医療費助成制度

	変更内容	変更前 (平成27年6月施術分まで)	変更後 (平成27年7月施術分から)
島 本 町	制度名	「乳幼児等医療費助成制度」	「子ども医療費助成制度」
	通院医療費対象年齢	0歳～6歳(小学校就学前)まで	0歳～12歳(小学校修了)まで
	所得制限	所得制限なし	変更なし

※本会ホームページにて乳幼児・子ども医療費助成制度一覧表掲載

保険者変更通知

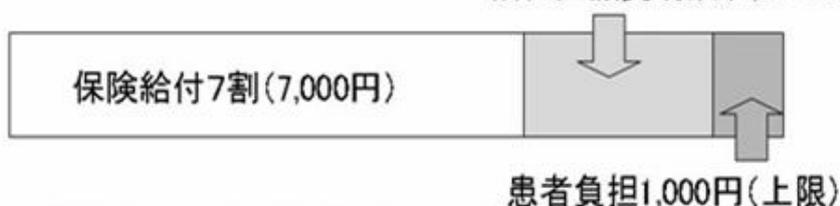
変更前	内容	変更後	変更日
JXグループ健康保険組合 06139547	移 転	JXグループ健康保険組合 06142236	H27年9月1日

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。